

令和5年度帯広市障害者虐待防止ネットワーク会議資料

(1) 令和4年度及び令和5年度における事業報告

令和4年度事業報告について

① 帯広市障害者虐待防止に係る専門ミーティング会議

- ・日 程 令和4年12月23日(金)
- ・開催目的 就労に係る虐待相談が続いており、認定の判断等に苦慮しながら対応している現状があることから、帯広市障害者虐待防止ネットワーク会議の専門ミーティング機関として招集し、対応や役割の情報共有や意見交換を行い、今後の対応に役立てることを目的に実施。
- ・出席機関 帯広公共職業安定所、帯広労働基準監督署
十勝障がい者総合相談支援センター、
十勝障がい者就業・生活支援センターだいち
- ・議事内容 帯広市の虐待対応の概要
各機関の相談対応の実際と役割
意見交換

② 障害者虐待防止に関する啓発

帯広市地域自立支援協議会(地域生活支援会議)

- ・日 程 令和4年12月15日(木)
- ・出席者数 22名
- ・実施内容 「権利擁護」をテーマとし、「自分たちが、日常支援をしていて感じることに困っていること等」についてグループワークを実施。

帯広市地域自立支援協議会(地域生活支援会議)

- ・日 程 令和5年1月26日(木)
- ・出席者数 116名
- ・実施内容 前回(令和4年12月15日)開催された地域生活支援会議に引き続き「権利擁護」をテーマに、障害者虐待防止研修を実施。
- ・講義内容 障害者虐待防止法の概要
障害者虐待の状況
虐待への対応
虐待と犯罪
事業所における虐待防止の取り組み
前回の地域生活支援会議をふまえて

③ 障害者虐待防止ネットワーク会議

- ・日 程 令和5年2月28日(火)
- ・開催目的 市における関係機関、民間団体等との連携協力体制の整備
- ・議事内容 令和3年度及び令和4年度における事業報告
令和3年度帯広市における障害者虐待の状況
令和4年度帯広市における障害者虐待の状況
意見交換

令和5年度事業報告について ※令和5年12月末現在

① 障害者虐待防止に関する啓発

帯広市地域自立支援協議会(地域生活支援会議)

- ・日 程 令和5年12月21日(木)
- ・出席者数 133名
- ・実施内容 障害者虐待防止研修を実施。
- ・講義内容 障害者虐待の基本的な理解
障害者虐待の状況
虐待への法的対応
事業所における虐待防止の取り組み

(2) 令和4年度帯広市における障害者虐待の状況

1) 全体概要

① 令和4年度 通報等件数及び虐待を受けたと判断した件数

- ・通報件数については、養護者からの虐待が最も多く、全体の70%を占めている。
- ・認定件数については養護者及び施設従事者等の虐待が多く、全体の90%を占めている。

区分	通報等件数	虐待を受けたと判断した件数					
		類型内訳（重複あり）					
		身体的	性的	心理的	ネグレクト	経済的	
養護者	31	5	5	0	0	0	0
施設従事者等	10	4	3	0	1	0	1
使用者	2	1	0	0	0	0	1
その他	1	0	0	0	0	0	0
計	44	10	8	0	1	0	2

養護者 … 家族、親族、同居人等

施設従事者 … 障害福祉サービス事業、相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター等に
従事する者

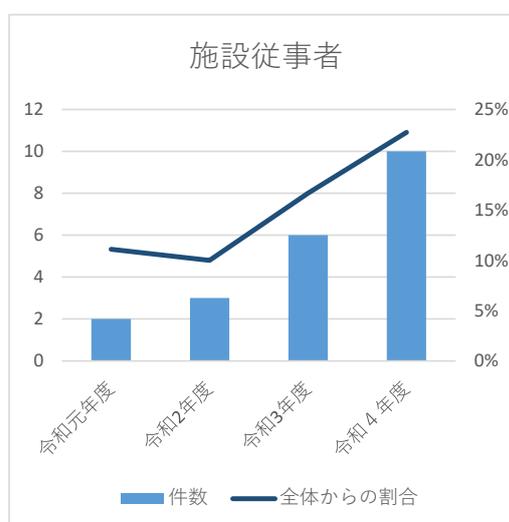
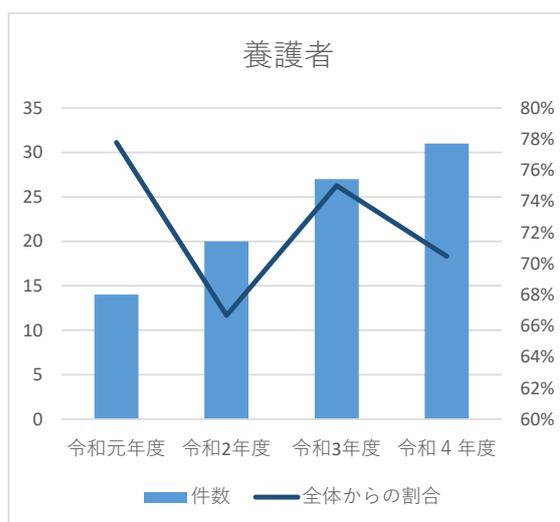
使用者 … 障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者、その他その事業の労働者に関する
事項について事業主のために行為をする者

その他 … 上記以外の者（関係機関へ引き継ぎ、必要に応じて市町村にて対応を行う）

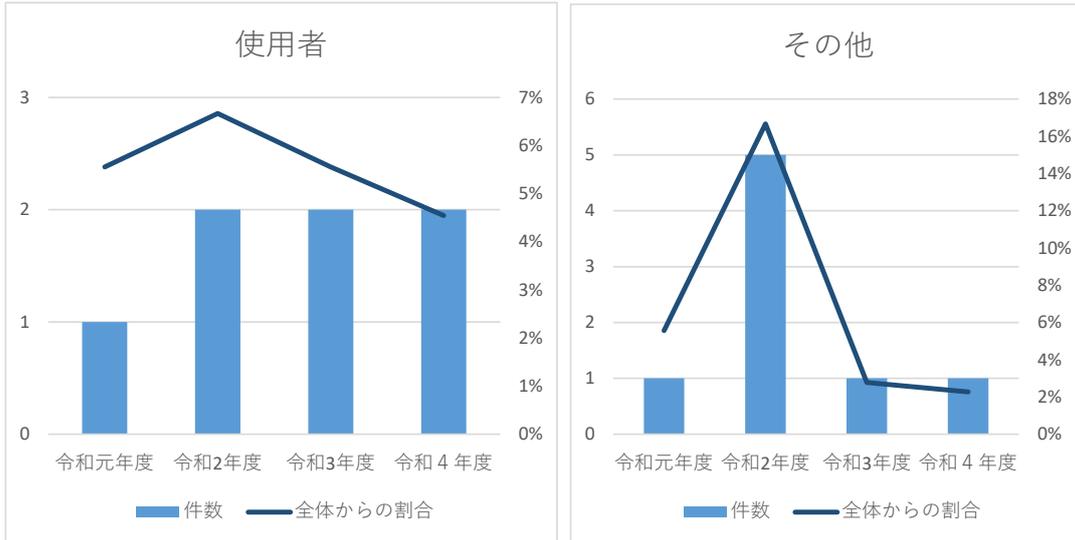
② 年度別 通報等件数の推移

- ・年々通報件数が増加しており、近年では令和4年度が最も多い。
- ・毎年養護者による虐待が全体の7～8割を占めており、件数も年々増加している。

年度	計	養護者	施設従事者	使用者	その他	虐待を受けたと判断した件数
令和元年度	18	14	2	1	1	3
令和2年度	30	20	3	2	5	5
令和3年度	36	27	6	2	1	4
令和4年度	44	31	10	2	1	10



「使用者」、「その他」は次頁



③通報等の対応区分

・一時保護・分離となっているのは、グループホーム支援員による虐待の1件であり、事業所にて被虐待者の入居する棟への立ち入り禁止措置を実施。

区分	一時保護・分離	相談・助言	関係者へ対応を依頼	特になし (必要時に対応)		その他	計
				うち関係者と共有			
養護者	0	3	1	27	(23)	0	31
施設従事者等	1	1	0	8	(2)	0	10
使用者	0	0	0	2	(1)	0	2
その他	0	0	0	1	(0)	0	1
計	1	4	1	38	(26)	0	44

④虐待を受けたと判断した事例の被虐待者の障害種別

・虐待を受けたと判断した10件のうち、知的障害の件数が5件となっており、全体の50%を占めている。

区分	件数	障害種別			
		身体障害	知的障害	精神障害	その他・不明
養護者	5	1	3	1	0
施設従事者等	4	1	2	1	0
使用者	1	1	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
計	10	3	5	2	0

2) 区分ごとの状況（養護者による障害者虐待）

身辺の世話や身体介助、金銭の管理などを行っている障害者の家族、親族、同居人等が該当します。
虐待の通報を受けた場合や虐待を発見した場合は、市町村において事実確認や立入調査等を行い、必要に応じて一時保護等の措置を講じます。

①年度別 通報等件数及び虐待を受けたと判断した件数の全国・全道との比較

- ・全国では、通報件数及び虐待件数ともに増加している。
- ・全道では、通報件数は令和2年度をピークに横ばいとなっているが、虐待件数は減少している。
- ・令和4年度における帯広市の通報件数は31件で、前年度と比較し4件増加している。また、虐待件数については5件となっており、前年度と比較し2件増加している。

年度	通報等件数			うち虐待件数		
	全国*	全道*	帯広	全国*	全道*	帯広
令和元年度	5,758	349	14	1,655	51	1
令和2年度	6,556	483	20	1,768	47	3
令和3年度	7,337	422	27	1,994	46	3
令和4年度	8,650	446	31	2,123	31	5

* 全国：厚生労働省発表資料、全道：北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課発表資料

②通報者の状況

- ・警察からの通報が最も多くなっており、全体の88%を占めている。

通報者等	件数	割合
本人	2	6.3%
家族・親戚	0	0.0%
近隣住民・民生委員	0	0.0%
医療関係者	0	0.0%
教職員	0	0.0%
相談支援専門員・施設職員	2	6.3%
警察	28	87.5%
市町村	0	0.0%
その他	0	0.0%
計	32	100%

* 重複があるため実数と異なる

③事実確認の実施状況

	件数	割合
事実確認調査を行った事例	6	19.4%
立入調査(法第11条)以外の方法により事実確認調査を行った事例	0	0.0%
訪問調査により事実確認を行った事例	5	16.1%
訪問調査を行わずに関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例	1	3.2%
法第11条に基づく方法により事実確認調査を行った事例	0	0.0%
(立入調査のうち)警察が同行した事例	0	0.0%
(立入調査のうち)市独自で実施した事例	0	0.0%
事実確認調査を行っていない事例	25	80.6%
相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	25	80.6%
相談・通報・届出を受理、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例(確認中を含む)	0	0.0%
他部署等に引継ぎ	0	0.0%
計	31	0.0%

④事実確認調査の結果、虐待が認められた事例

	件数	割合
虐待を受けた又は受けたと思われた事例	5	83.3%
虐待ではないと判断した事例	1	16.7%
虐待の判断に至らなかった事例	0	0.0%
計	6	100.0%

⑤虐待が認められた事例の分離等の有無

分離を行った事例	分離していない事例	検討中・調整中・その他	合計
1	4	0	5

⑥虐待が認められた事例内容

No.	通報者	被虐待者		虐待者	類型	事案の概要	【対応区分】 対応状況
		性別	障害 種別				
1							
2							
3						個人情報のため、非公開としています。	
4							



3) 区分ごとの状況（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待）

障害者総合支援法等に規定する障害者福祉施設又は障害福祉サービス事業等に係る業務に従事する者とされ、障害者福祉施設従事者等による虐待として、障害福祉サービス事業、相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター等に従事する者が該当します。
 虐待の通報を受けた場合や虐待を発見した場合は、市町村において事実確認を行ったのち、事業所の指定権者である都道府県に報告し、必要に応じて監督権限等の適切な行使や、措置等の公表などを行います。

①年度別 通報等件数及び虐待を受けたと判断した件数の全国・全道との比較

- ・全国では、通報件数及び虐待件数ともに増加している。
- ・全道では、通報件数及び虐待件数にバラつきがあるが、近年では令和4年度が最も多い件数となっている。
- ・令和4年度における帯広市の相談・通報件数は10件で、令和元年度以降最も多い件数となっている。

年度	通報等件数			うち虐待件数		
	全国	全道	帯広	全国	全道	帯広
令和元年度	2,761	119	2	547	27	1
令和2年度	2,865	108	3	632	24	0
令和3年度	3,208	136	6	699	22	0
令和4年度	4,104	177	10	956	40	4

* 全国：厚生労働省発表資料、全道：北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課発表資料

②通報者の状況

- ・本人からの通報(届出)が3件と最も多くなっている。

通報者等	件数	割合
本人	3	30.0%
家族・親戚	1	10.0%
近隣住民・民生委員	0	0.0%
医療関係者	0	0.0%
教職員	0	0.0%
相談支援専門員	2	20.0%
他の施設・事業所職員	1	10.0%
当該施設・事業所職員	2	20.0%
当該施設・事業所元職員	0	0.0%
当該施設・事業所設置者	0	0.0%

通報者等	件数	割合
当該施設・事業所利用者	0	0.0%
当該施設・事業所実習生	0	0.0%
市町村職員	1	10.0%
警察	0	0.0%
運営適正化委員会	0	0.0%
居宅サービス事業所等従事者	0	0.0%
成年後見人等	0	0.0%
その他	0	0.0%
不明	0	0.0%
計	10	100%

③事実確認の実施状況

	件数	割合
事実確認調査を行った事例	9	90.0%
虐待の事実が認められた事例	4	40.0%
虐待の事実が認められなかった事例	0	0.0%
虐待の判断に至らなかった事例	5	50.0%
事実確認調査を行っていない事例	1	10.0%
相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要とした事例	1	10.0%
都道府県へ事実確認調査を依頼	0	0.0%
その他	0	0.0%
計	10	100%

④虐待が認められた事例の分離等の有無

分離を行った事例	分離していない事例	検討中・調整中・その他	合計
1	3	0	4

⑥虐待が認められた事例内容

No.	通報者	被虐待者		虐待者	類型	事案の概要	【対応区分】 対応状況
		性別	障害 種別				
1							
2							
3							
4							

個人情報のため、非公開としています。

4) 区分ごとの状況（使用者による障害者虐待）

障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者、その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者が該当します。
虐待の通報を受けた場合や虐待を発見した場合は、通報等を受けた市町村や都道府県において事実確認を行ったのち、事業所所在地の労働局に報告し、必要に応じて監督権限等の適切な行使や、措置等の公表などを行います。

①年度別 通報等件数及び虐待を受けたと判断した件数の全国・全道との比較

- ・全国では、令和3年度まで通報件数、虐待件数ともに減少していたが、令和4年度は増加している。
- ・全道における通報件数は令和2年度が最も多く、虐待件数は令和3年度が最も多くなっている。
- ・令和4年度における帯広市の相談・通報件数及び虐待件数は前年と同様となっている。

年度	通報等件数			うち虐待件数		
	全国	全道	帯広	全国	全道	帯広
令和元年度	591	23	1	535	25	0
令和2年度	564	30	2	401	21	1
令和3年度	529	18	2	392	29	1
令和4年度	538	26	2	430	24	1

* 全国：厚生労働省発表資料、全道：北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課発表資料

②相談通報の受付状況

- ・1件は、被虐待者の母親からの通報で十勝障がい者就業・生活支援センターだいちに対応依頼。
- もう1件は、北海道保健福祉部福祉局より連絡あり、労働基準監督署で対応となっているもの。

	件数	割合
帯広市で受け付けた相談・通報・届出受理件数	1	50.0%
北海道で受け付け、帯広市に連絡された事例	1	50.0%
計	2	100%

③虐待への対応

労働局がとった措置等	件数
労働基準関係法令に基づく指導等	1
障害者雇用促進法に基づく助言、指導等	0
男女雇用機会均等法に基づく助言、指導等	0
個別労働紛争解決促進法に基づく助言、指導等	0
計	1

④虐待が認められた事例内容

No.	通報者	被虐待者		虐待者	類型	事案の概要	【対応区分】 対応状況
		性別	障害種別				
1						個人情報のため、非公開としています。	

5) 区分ごとの状況（その他、障害者虐待防止法の通報義務に該当しない障害者虐待）

障害者虐待防止法では、養護者、障害者福祉施設従事者等、使用者による障害者虐待に通報義務が定められているが、法第3条に定める「何人も障害者を虐待してはならない」の主旨を鑑み、それ以外の者から行われた障害者に対する虐待を発見した人からの虐待通報があった場合は、事案に対応すべき機関に連絡し、確実に引き継ぐまたは必要に応じて市町村が対応することとされています。

①年度別 通報等件数及び虐待を受けたと判断した件数の推移

・令和3年度、4年度においては、虐待となったケースはない。

年度	通報等件数			
	全国	全道	帯広	うち虐待件数
令和元年度	357	30	1	1
令和2年度	434	28	5	1
令和3年度	382	6	1	0
令和4年度	436	今後発表予定	1	0

* 全国：厚生労働省発表資料、全道：北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課発表資料

②相談内容に該当する機関

該当機関等	件数
保健所等	0
学校	0
医療機関	0
官公署	0
その他	1
不明	0
計	1

③相談・虐待への対応

②該当する機関「その他」の1件については、日中一時支援事業所における職員による虐待であるため、使用者の定義に当てはまらないものである。

非公開とします。事実確認調査を行ったが、虐待の判断には至らなかったものの、不適切な支援を行っているとの証言があったことから、支援内容の改善を求める文書を通知。

(3) 令和5年度帯広市における障害者虐待の状況 ※令和5年12月末現在

① 令和5年度 通報等件数及び虐待を受けたと判断した件数

・令和5年12月末時点で通報件数は24件、虐待件数は4件となっており、通報件数、虐待件数ともに令和4年度より減少する見込み。類型内訳では、昨年度同様、身体的虐待が多い。

区分	通報等件数	虐待を受けたと判断した件数					
		類型内訳（重複あり）					計
		身体的	性的	心理的	ネグレクト	経済的	
養護者	13	0	0	0	0	0	0
施設従事者等	9	4	3	0	1	0	1
使用者	1	0	0	0	0	0	0
その他	1	0	0	0	0	0	0
計	24	4	3	0	1	0	1

② 通報等の対応状況

区分	一時保護・分離	相談・助言	関係者へ対応を依頼	特になし（必要時に対応）		その他	計
				うち関係者と共有			
養護者	0	0	1	12	(12)	0	13
施設従事者等	1	2	0	6	(2)	0	9
使用者	0	0	0	1	(1)	0	1
その他	0	0	0	1	(1)	0	1
計	1	2	1	20	(16)	0	24

③ 虐待を受けたと判断した事例の被虐待者の障害種別

・全て施設従事者等による虐待となっており、1施設に対しての障害種別は重複している場合が多い。

区分	件数	障害種別				
		身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他・不明
養護者	0	0	0	0	0	0
施設従事者等	4	3	4	2	0	0
使用者	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
計	4	3	4	2	0	0

※ 1件につき障害種別が重複している場合があるため件数は一致しない。

④通報者の状況

- ・例年、警察からの通報が最も多く、令和5年度においても半数以上を占めている。
- ・令和5年度は、施設における虐待について当該施設職員からの通報が多くなっている。

区分/通報者等		件数	うち虐待判断
養護者	警察	12	0
	その他	1	0
施設従事者等	当該事業所職員	7	3
	本人	1	0
	市町村職員	1	1
使用者	警察	1	0
その他	警察	1	0
計		24	4

(4) 令和6年度以降の本会議のあり方

令和6年度以降の本会議の体制について

これまでの体制

【障害者虐待防止ネットワーク会議】

関係する行政機関、民間団体等との連携協力体制を築き、本市における障害者虐待の防止、虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援等を実施。

※専門ミーティング

ネットワーク会議の構成員から必要な職員等が出席し、障害者虐待への早期対応を図るため、必要な情報交換や役割分担、その対応等について協議する。

(根拠法：障害者虐待防止法)

【差別解消部会（自立支援協議会）】

関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行う。

(根拠法：障害者差別解消法)

令和6年度以降の体制

【権利擁護部会（自立支援協議会）】

帯広市障害者虐待防止ネットワーク会議及び差別解消部会の必要な機能を有する。

構成員についてはこれまでの各会議体の構成員を基本とする。

※（仮）分科会の設置

必要に応じて

虐待防止分科会（旧：専門ミーティング）及び差別解消分科会を開催し課題解決や事例検討など個別具体の協議を行う。

自立支援協議会について

障害者総合支援法第89条の3第1項の規定に基づき、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができる地域社会の実現を目的とし、相談支援事業をはじめとする地域における障害者等への支援体制の整備に関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、帯広市地域自立支援協議会を設置する。

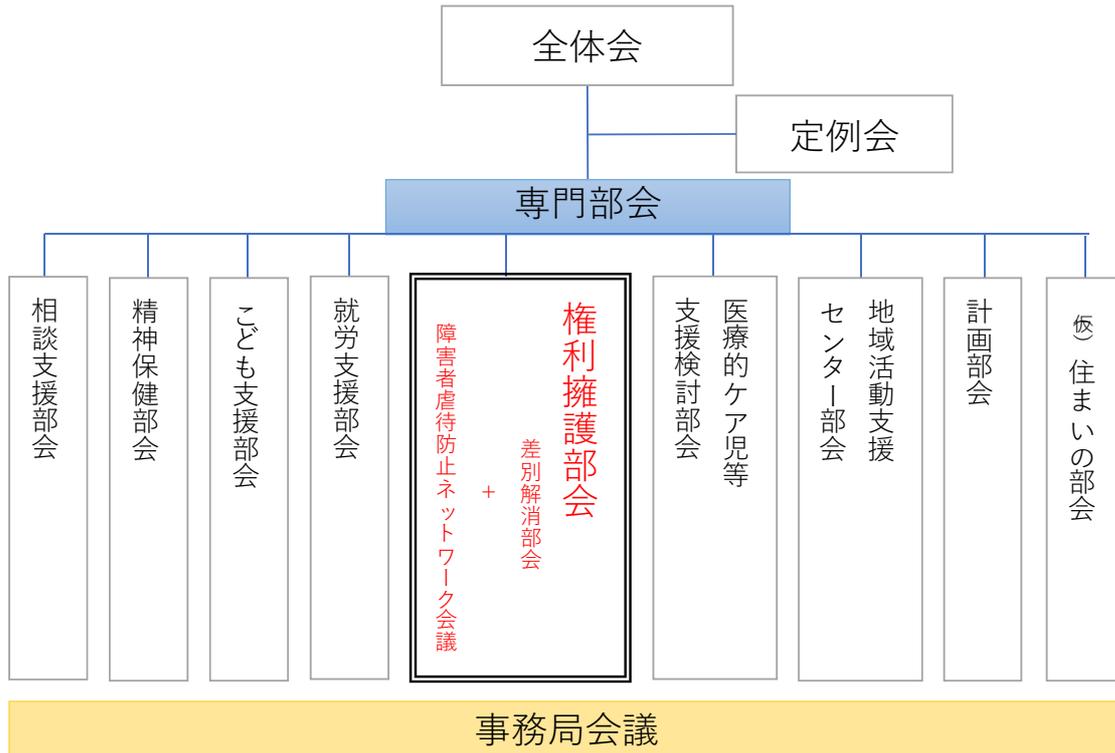
帯広市地域自立支援協議会では、障害者等の福祉に関する各般の問題について、障害者等からの相談に応じ、情報の提供及び助言等の必要な支援を効果的に実施するために、地域において障害者を支えるネットワークの構築が不可欠であることから、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進する。



現状に即した組織への改編について協議中

(4) 令和6年度以降の本会議のあり方

自立支援協議会の新体制について



※専門部会同士の情報共有や、課題について定例会で意見交換するなど連携した取り組みを実施。